

南朝の劣勢 ※1吉野、^{あのう}賀名生[大和]、住吉神社[摂津]などを転々とする 一時は京都を占領
 後醍醐天皇没[1339]→2後村上 ^{のりよし}天皇(義良親王)[1339~68]
 有力武将も早期に戦死 <例>新田義貞[1338]・北畠顕家[1338]・楠木正行[1348]ら
3懐良^{かねよし}親王(後醍醐の皇子：九州)、4北畠親房(顕家の父：関東)ら抗戦するも、劣勢。

北朝と足利幕府 ※主に京都 5光明天皇・6光厳上皇(院政)は足利政権の傀儡^{かいらい}

1336. 7建武式目制定 8幕府の所在地など17カ条の答申=法律ではない

☆9基本法典は貞永式目 →「10建武以来追加」…追加法令集(貞永式目に追加)

11尊氏 ^① 121338. 13征夷大將軍(~58)

二頭政治 尊氏・14高師直 (^{15執事})…**軍事面**を担当(急進派・武将派)

15直義(弟)…**行政面**を担当(漸進派・官僚派) ⇄ **対立**

→161350~52. 17観応の擾乱 ^{かんのう じょうらん} ☆直義→×師直(1350)、尊氏→×直義(1352) ※1358. 尊氏没

尊氏方・直義方・南朝が離合集散、全国へ波及 →内乱の複雑化

<例> 18足利直冬(尊氏の子で直義の養子)は九州で南朝方へ

19義詮 ^② よしあきら 1358~67 →1367没 →3代將軍義満(10歳)

社会の変動 ↔ 南北朝内乱の長期化

(a) ²⁰血縁社会から地縁社会へ …惣領制の変質 ²¹単独相続の一般化 ²²守護の地位上昇

(b) 武士層(在地領主層)の再編 …地頭・御家人・非御家人・悪党・名主などが混然

→²³国人 (国衆)…在地領主として成長、守護と対立

→²⁴一揆 の結成(²⁵国人一揆)…神仏に誓約して一致団結(²⁶一味同心) 地縁的集団

目的：自衛、行動の統一、相互扶助、農民支配 等々

守護の大名化

(I) 権限の拡大 ←幕府が付与(内乱を優位に進めるため)

※鎌倉期には、²⁷大犯三箇条(大番催促、謀反・殺害人の逮捕)と

貞永式目で追加された²⁸夜討・強盗・山賊・海賊の取締りに限定されていた

①²⁹刈田狼藉 (相手方の田の稲を不法に刈り取る = 土地訴訟での実力行使)の取締り

②³⁰使節遵行 (幕府の採決を強制執行) → (守護が)任国での実権を握る

(II) 経済力の確保 ←内乱による混乱 ※鎌倉期にはほぼなかった権限

³¹半済 (令) …³²国内の荘園・公領の年貢の半分を兵糧として守護に徴収させる

初例 ³³1352年(尊氏：観応の半済令)…³⁴兵糧料所を設置 観応の擾乱の混乱中の治安維持が目的

³⁵近江・美濃・尾張のみ³⁶1年限り、³⁷年貢の半分

→徐々に 全国化、永続化、土地(下地)の半分へ …守護による荘園侵略が進む

³⁸守護大名 へ成長 …領国支配の確立(³⁹守護領国制) ※領域は国単位

- ⁴⁰守護請 …守護が年貢徴収を請け負う。荘園・公領の経営を領主から一任。
- 国衙(国司)の機能を吸収…国衙の役人をも被官化
- 国の徴税を実行 <例>⁴¹一国平均役(寺社造営などの臨時賦課)、⁴²段銭・棟別銭の徴収
- 国人を被官化…傘下におさめてはいるが独立性が強い ≡家臣 ※国人一揆との抗争

☆⁴³ばさら (婆娑羅：伝統を無視した華美な服装や振る舞い)の流行

ばさら大名…旧来の権威を無視 <例> 高師直、土岐頼遠、佐々木高氏(道誉)

時代順問題練習 <大学入試センター2018年B追試験>

I ③ 地方に住む武士のなかには、国人一揆を形成し、守護の支配に抵抗する者たちが現れた。南北朝14世紀

II ① 僧兵の強訴を鎮圧するために登用されたことで、武士が中央政界に進出しはじめた。院政期12世紀

III ② 朝廷が、北面の武士に加えて新たに西面の武士をおき、軍事力の強化をはかった。鎌倉13世紀

南朝の劣勢 ※1 _____、^{あのう}賀名生[大和]、住吉神社[撰津]などを転々とする 一時は京都を占領
 後醍醐天皇没[1339]→2 _____ 天皇(^{のりよし}義良親王)[1339~68]
 有力武将も早期に戦死 <例>新田義貞[1338]・北畠顕家[1338]・楠木正行[1348]ら
 3 _____ 親王(後醍醐の皇子：九州)、4 北畠 _____ (顕家の父：関東)ら抗戦するも、劣勢。

北朝と足利幕府 ※主に京都 5 光明天皇・6 光厳上皇(院政)は足利政権の ^{かいらい}傀儡

1336. 7 建武式目制定 8 幕府の所在地など17カ条の答申=法律ではない

☆9 基本法典は貞永式目 →「10 建武以来追加」…追加法令集(貞永式目に追加)

11 尊氏 ① 12 1338. 13 征夷大將軍(~58)

二頭政治 尊氏・14 _____ (¹⁵執事)…軍事面を担当(急進派・武将派)

15 直義(弟)…行政面を担当(漸進派・官僚派) ⇄ 対立

→16 1350~52. 17 ^{かんのう} ^{じょうらん} 観応の擾乱…尊氏方・直義方・南朝が離合集散

①直義(+南朝)→×師直(1350) ②尊氏(+南朝)→×直義(1352) ③南朝・尊氏の決裂

混乱は全国へ波及→内乱の複雑化 <例> 18 足利直冬(尊氏の子で直義の養子)は九州で南朝方へ

19 _____ ② 1358~67 ※1358. 尊氏没 →1367没 →3代將軍義満(10歳)

社会の変動 ↔ 南北朝内乱の長期化

(a) 20血縁社会から地縁社会へ …惣領制の変質 21単独相続の一般化 22守護の地位上昇

(b) 武士層(在地領主層)の再編 …地頭・旧御家人・非御家人・悪党・名主などが混然

→23 (国衆) …在地領主として成長、守護と対立

→24 の結成(25国人一揆) …神仏に誓約して一致団結(26一味同心) 地縁的集団

目的：自衛、行動の統一、相互扶助、農民支配 等々

守護の大名家

(I) 権限の拡大 ←幕府が付与(内乱を優位に進めるため)

※鎌倉期には、27大犯三箇条(大番催促、謀反・殺害人の逮捕) と

貞永式目で追加された28夜討・強盗・山賊・海賊の取締りに限定されていた

①29 (相手方の田の稲を不法に刈り取る = 土地訴訟での実力行使)の取締り

②30 (幕府の採決を強制執行) → (守護が)任国での実権を握る

(II) 経済力の確保 ←内乱による混乱 ※鎌倉期にはほぼなかった権限

31 () …32国内の荘園・公領の年貢の半分を兵糧として守護に徴収させる

初例 331352年(尊氏：観応の半済令) …34兵糧料所を設置 観応の擾乱の混乱中の治安維持が目的

35近江・美濃・尾張のみ361年限り、37年貢の半分

→徐々に 全国化、永続化、土地(下地)の半分へ …守護による荘園侵略が進む

38 へ成長 …領国支配の確立(39守護領国制) ※領域は国単位(分散する場合もあり)

・40 …守護が年貢徴収を請け負う。荘園・公領の経営を領主から一任。

・国人を被官化…傘下におさめてはいるが独立性が強い、≡家臣 ※国人一揆との抗争

・国衛(国司)の機能も吸収…国衛の役人も被官化

・国の徴税を実行 <例> 41一国平均役(寺社造営などの臨時賦課)、42段銭・棟別銭の徴収

☆43 (婆娑羅：伝統を無視した華美な服装や振る舞い)の流行

ばさら大名…旧来の権威を無視 <例> 高師直、土岐頼遠、佐々木高氏(道誉)

☆貴族の没落が進む…荘園領主の座を失っていく(荘園制は存続)

時代順問題練習 <大学入試センター2018年B追試験>

I 地方に住む武士のなかには、国人一揆を形成し、守護の支配に抵抗する者たちが現れた。

II 僧兵の強訴を鎮圧するために登用されたことで、武士が中央政界に進出しはじめた。

III 朝廷が、北面の武士に加えて新たに西面の武士をおき、軍事力の強化をはかった。